

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	東日本大震災事業者再生支援機構の登録免許税に係る免除手続の簡素化 (国税3)(登録免許税:外)
2	要望の内容	東日本大震災事業者再生支援機構(以下「震災支援機構」という。)が債権買取を行うに伴って必要となる担保物件の抵当権移転登記において、登録免許税の免税措置が講じられている(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法第58条第1項)。震災支援機構が免税措置を受けるためには、現在6大臣(内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚労大臣、農林大臣、経産大臣)の証明書が必要とされているところ。(株式会社東日本大震災事業者再生支援機構が取得した不動産に関する権利の移転登記の登録免許税の免税を受けるための手続に関する省令) 今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続が煩雑であるため、証明書の発行手続を復興庁に一元化する等の簡素化を要望する。
3	担当部局	復興庁支援機構班
4	評価実施時期	平成24年7月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	
6	適用又は延長期間	震災支援機構による支援が行われる期間 (震災支援機構による支援決定は、震災支援機構の成立の日(平成24年2月22日)から5年以内(1年延長可)になされる。支援期間は、支援決定の日から15年以内。)
7	必要性等	① 政策目的及びその根拠 《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 東日本大震災によって被害を受けたことにより過大な債務を負っている事業者に対し、震災支援機構が金融機関等が有する当該事業者の債権の買取り等を行うことで事業者の債務負担を軽減しつつ、その再生を支援することを目的とする。 《政策目的の根拠》 株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法(平成23年法律第113号)
		② 政策体系における政策目的の位置付け 現在政策体系を策定中。
	③ 達成目標及び測定指標 《租税特別措置等により達成しようとする目標》 東日本大震災によって被害を受けたことで過大な債務を負っている事業者の再生を支援すること。	

			<p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 震災支援機構による支援を受けた事業者が、確実に事業再生すること。</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 事業者の事業再生支援を通じて、被災地域の復興に資すること。</p>
8	有効性等	① 適用数等	震災支援機構が債権買取を行うに伴って担保物件の抵当権移転登記が必要となる場合に適用される。
		② 減収額	なし
		③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》 震災支援機構による証明書作成等の手続きを縮減し、迅速な案件処理を行うことで、より多くの事業者を支援することができる。</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》 震災支援機構による証明書作成等の手続きに時間を要し、迅速な案件処理に支障をきたす。</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:〇〇~〇〇)</p>
9	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	今後、震災支援機構による債権買取の増加が見込まれるところ、6大臣による証明を要する手続きが煩雑であるため、証明書の発行を復興大臣に一元化することは妥当である。なお、本件については主務官庁（金融庁、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省）は同意している。
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	
		③ 地方公共団体が協力する相当性	
10	有識者の見解		

11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	